平成２４年（フ）第３９４号
横浜市鶴見区栄町通２丁目15番地18
債務者　小川　薫文
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　孝礼
4　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月４日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７号
静岡市葵区唐瀬１丁目12番37号
債務者　長田　幸弘
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　雅幸
4　破産債権の届出期間　平成24年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月５日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７２号
静岡県浜松市北区細江町中川6903番地の２、前住所愛知県日進市岩崎町岩根108番地５
債務者　戸塚　　武
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和光　　学
4　破産債権の届出期間　平成24年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月５日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２５２６号
群馬県桐生市西久方町１丁目７－９
債務者　前原智惠子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　好川　久治
4　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５２７号
埼玉県和光市白子３丁目12―５―607　クリオ西高島平弐番館
債務者　前原　誉央
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　好川　久治
4　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４７号
横浜市旭区今宿東町830番地22
債務者　神下　清次
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　隆爾
4　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９号
岐阜市北島９丁目９番８号ＩＲＩＳⅡ　105号室
債務者　ＲＥＢＩＲＴＨこと　星　　秀雄
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　英則
4　破産債権の届出期間　平成24年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月19日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１１号
三重県度会郡大紀町錦246番地２
債務者　西村　文親
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　降簱　道男
4　破産債権の届出期間　平成24年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第２４４号
山口県下関市菊川町大字楢崎798番地３
債務者　福原　一美
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　善朗
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２３４７号
新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢2117―８―914
債務者　鴇田　孝行
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　裕明
4　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６号
神戸市兵庫区御崎本町２丁目９番10号
債務者　協同商会こと　山口　秀一
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　修宏
4　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６６号
神戸市東灘区住吉本町１丁目13番22―506号
債務者　玉井　　裕
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田辺　重徳
4　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３号
鳥取県東伯郡北栄町東園419番地１
債務者　田熊　正壽
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾西　正人
4　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第１４４９号
広島市安芸区矢野南３丁目30番23号
債務者　大前　明紀
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白日　雄歩
4　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部